

記者発表資料

平成28年11月29日(火)

日高市

総務部 総務課 市民活動・人権推進担当

TEL 042-989-2111 内線2231

担当者職・氏名 課長 田中敏幸

公文書における性別記載を原則廃止します

性別に関わりなく自分らしい生き方ができる男女共同参画社会の実現に向けた取組の一環として、性同一性障がいなど性的マイノリティへの配慮から、各種帳票等における性別欄の記載について全庁的な調査を行い、見直しに向けた検討を行っています。

その結果、性別記載のある264の帳票等のうち、法令等により様式が定められているもの、統計上必要なものなどを除いた116の帳票等について、例規改正等の手続きを経て、平成29年度末までに順次性別記載を廃止します。

性別記載を廃止する主な帳票等

○印鑑登録証明書

(平成28年12月定例会に条例の一部改正について議案提出)

○ひとり親家庭等医療費受給者証

○日高市子ども医療費受給資格証

○就学猶予・免除願

○日高市文化体育館利用許可申請書・許可書